

業務委託仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、伊那市が国土調査法に基づき実施する、「令和7年度 地籍調査事業 一筆地調査ほか 業務委託」に適用し、作業内容・成果品等を定めるものとする。

(作業規程)

第2条 本業務にあたっては、本仕様書及び請負契約書のほか、下記の法令等により実施し、疑義を生じた場合には監督員と協議すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）
- (5) 地籍調査作業規定準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 効率的手法導入推進基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号）
- (7) 地籍図作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (8) 地籍基本調査図作成要領（令和3年4月8日付け国不籍第14号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長了）
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (10) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (11) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（令和5年3月一般社団法人 日本国土調査測量協会発行）
- (12) 伊那市地籍調査作業規程（令和2年8月4日）
- (13) その他関係法令及び通達等

(作業計画)

第3条 請負者（以下「乙」という。）は本業務の実施にあたり、下記の書類を作成するとともに、契約締結後14日以内に発注者（以下「甲」という。）に提出し、その承認を受けるとする。なお、その契約内容を変更しようとする時も同様である。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者届
- (4) 現場代理人届
- (5) 業務着手届
- (6) その他必要な書類

2 主任技術者及び現場代理人は測量法第49条に基づき登録をされた測量士であることとし、作業に従事する者を含め従事者名簿を提出すること。

(使用機器)

第4条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し承認を得るものとする。

(秘密厳守)

第5条 乙は本業務実施にあたって、国土調査法第36条に基づき次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 乙は、業務上知り得た個人情報を漏洩してはならない。
- (2) 業務上収集した情報を甲の許可なく複製及び加工し、外部に持ち出してはならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律に基づき、別途個人情報の取り扱いに関する覚書を甲と締結しなければならない。

(業務内容の登録)

第6条 契約金額が100万円以上の業務については、契約後10日以内にその業務内容を(財)日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」という。)に登録するものとする。また、JACICが発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。

(身分証明書及び土地立入)

第7条 乙は業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規程に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示しなければならない。

2 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は関係者にその旨を通知すること。

3 乙は業務終了後、速やかに身分証明書を返却すること。

(補償)

第8条 業務実施にあたり乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(保安)

第9条 乙は本業務実施にあたって、次の各号に十分留意し、保安・紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せの上実施すること。
- (2) 本業務従事中は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務従事中事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲に報告すること。また、再発防止策を策定のうえ甲へ報告し承認を得ること。

(工程管理)

第10条 乙は本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に従い、工程ごとに甲が指定する工程管理者の指示する帳票等を提出し、点検を受けなければならない。なお、帳票等に記載する日付については甲と協議するものとする。

- 2 乙は、現場作業日誌を作成し、進捗状況等を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、主任技術者による工程ごとの、自社点検を徹底させなければならない。
- 4 期間については、地籍調査事業工程管理及び検査規定細則の基準に従い、各工程ごとの作業期間を記載する。なお発注者に必ず確認のうえ、記載すること。

(工程検査)

第11条 乙は本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づき、工程ごとに甲が指定する工程検査者の指示する帳票等を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 乙は工程検査及び完了検査において、過失または粗漏に起因する誤りが判明した場合は、速やかに乙の負担において修正するものとする。

(成果の検定)

第12条 請負者は、第三者機関による測量成果検定を受けなければならない。

- 2 測量成果検定を受けた場合は、第21条に掲げる成果品に加え、第三者機関が発行する検定証明書及び検査記録書を成果品として納品するものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務における成果品（電子データを含む）は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。

(誤り訂正)

第14条 乙は業務終了後に成果の誤りが発見された場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

(疑義の解決)

第15条 本仕様書において疑義が生じた場合、また明記されていない事項が生じた場合は、甲乙協議の上その決定事項に従い、業務を遂行するものとする。

第2章 業務概要

(業務の内容)

第16条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査測量及び一筆地調査作業を地上数値法により実施するものとする。

(作業工程)

第17条 本業務における作業工程は次のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量 (C工程) 0.03km²
- (2) 一筆地調査 (E工程) 0.03km²
- (3) 細部図根測量 (F I工程) 0.03km²
- (4) 一筆地測量 (F II-1工程) 0.03km²

(地籍図根三角測量)

第18条 本作業は、総則第2条作業規定に準拠し、次の各号に十分留意のうえ実施すること。

- (1) 平均図については観測開始前に必ず甲の承諾を得るものとする。
- (2) 与点は電子基準点のみを使用すること。
- (3) 新点の設置前に、必ず当該土地所有者の建標承諾を得ること。
- (4) 新点を設置するときは、黒板等に年度、市町村名、標識の種別、点名及び撮影年月を記載し、次に掲げる作業区分毎に4枚の写真撮影を行い、成果品に添付すること。
③及び④については、地籍図根三角点手簿に掲示すること。
 - ①設置前
 - ②設置中 (材料含む)
 - ③設置完了 (近景)
 - ④設置完了 (遠景)
- (5) 使用する与点は事前に精度の確認を行い、その旨を監督員に報告すること。
- (6) 基準点鉋は、真鍮製点鉋とし「地籍図根三角点 伊那市」の文字を刻印すること。

(一筆地調査)

第19条 本作業は、次の各号に十分留意のうえ実施すること。

- (1) 「現地調査の通知」は、甲が現地調査の通知の発送を行い、乙が班ごとの区割り及び日程（案）の作成を行うものとする。なお、区割り、日程及び通知内容については甲乙協議の上決定する。
- (2) 調査当日は、最初に立会者及び推進委員の出欠を確認し、当日行う作業内容や進め方、概ねの調査順序を説明する。
- (3) 出席した立会者には、地籍調査票の内容を確認のうえ、署名又は押印をもらい、連絡先を控える。また、立会者が地権者本人でない場合は、続柄を欄外に記載する。調査当日、欠席者へ連絡し、同様の処理に努めること。
- (4) 隣接不立会、公図との差違が多大、道水路の幅が不足するなどの箇所は決定とせず仮決定の状態に留め、立会者には変更の可能性を説明すること。
- (5) 隣接地権者すべての同意が得られた境界は標識を正式に設置（杭の打ち込み等）するとともに、「国土調査、年度、点番号」を刻印したナンバープレートを設置する。また、計算で求めた境界についても同様とする。
- (6) 設置した杭は後日疑義を招くことがないように、現場が明確にわかる記録、資料を作成し立会い記録に添付すること。杭設置場所付近に他既存杭がある等特に疑義を招きやすい場所は、写真や現地記録等の資料を作成すること。また、長狭物調査等で設置した仮杭等不要な杭は、標識を正式に設置する際に乙が撤去し、処分すること。
- (7) 紛争または疑義等により、境界標識が設置されていない箇所については、立会者の意見を聞き各種資料により提言を行い、標識が設置できるように努める。
- (8) 調査箇所の地目を確認する。地目の確認については小規模の変更にとらわれず、当該一筆の現況地目で判断すること。尚、地目変更を伴う場合はその旨を、また、調査時に確認した地目と固定資産課税地目は必ずしも一致しない点を立会者に説明すること。
- (9) 分筆の必要がある場合は、分割する境界の確認を行うこと。
- (10) 地権者に合筆の希望がある場合は、不動産登記法第41条に留意し、合筆できない場合はその旨を地権者に説明すること。
- (11) 農地である土地の地目変更又は分合筆については農業委員会に照会するものとし、地権者には変更できない場合がある旨を説明すること。
- (12) 乙は欠席者と連絡をとり、後日立会を行うこと。地権者間で境界が決定しない場合も、再立会等を実施し境界の決定に努めること。又、境界が決定しない場合は筆界未定として処理する旨を地権者に説明すること。
- (13) 調査日ごとに作業日誌を作成し、出席の有無や作業の状況を詳細に記すこと。特に

問題のある箇所はさらに詳細に記すこと。

(14) 調査素図に境界標識の設置箇所を記すとともに、設置したナンバーを記すこと。記載にあたっては下記例を参考にするるとともに、既存標識は赤色、新設標識は青色で記載すること。また、特記事項がある場合は赤色で図面に注記すること。

(例) コンクリート杭 C△△-○○○○
 プラスチック杭 P△△-○○○○
 金属プレート K△△-○○○○
 金属鋸 B△△-○○○○

※△は作業年度、○はプレートナンバーを示す。

(15) 一筆地調査で使用する、アルミナンバープレート、標識については、甲が用意する。

(16) 材料費等の単価は次のとおりとする。

- ・金属標 (75φ×90mm 文字入り) : @3,400円
- ・プラスチック杭 (4.5cm×4.5cm×45cm) : @380円
- ・パソコン (ディスクトップ) : @60円/台時

(細部図根測量、一筆地測量)

第20条 本作業は、第2条に準拠して実施すること。

(成果品)

第21条 本業務で納入する成果品 (紙ベース及び電子データ) は次のとおりとする。ただし、監督員から別に指示がある場合はこの限りではない。なお、成果品の様式、必要部数は監督員の指示に従うものとする。

(1) 地籍図根三角測量 (C工程)

- ・基準点等成果表 (写)
- ・地籍図根三角点選点手簿
- ・地籍図根三角点選点図
- ・地籍図根三角点平均図
- ・地籍図根三角測量観測計算諸簿
- ・地籍図根三角点観測図・基線解析図
- ・点検測量観測諸簿
- ・地籍図根三角点網図
- ・地籍図根三角点成果簿
- ・地籍図根三角測量精度管理表
- ・標識の設置状況写真
- ・地籍測量総括表 (与点名・与点の種別を明記すること)

(2) 一筆地調査 (E工程)

- ・第19条で調査したものを記した調査図
 - ・立会記録
 - ・地籍調査票（現地調査用）は署名・押印・地目変更を確認後、所有者名順（五十音順）に揃え、インデックスを付ける。
- (3) 細部図根測量（F I 工程）
- ・細部図根点選点図（多角測量法、放射法、開放路線）
 - ・細部多角点平均図
 - ・細部図根測量観測計算諸簿
 - ・細部多角点観測図
 - ・細部図根点網図
 - ・細部図根点成果簿
 - ・細部図根測量精度管理表
 - ・地籍測量総括表（与点名・与点の種別を明記すること）
 - ・観測地の点検計算路線図
- (4) 一筆地測量（F II-1 工程）
- ・一筆地測量観測計算諸簿
 - ・点検測量観測手簿
 - ・一筆地測量精度管理表
 - ・筆界点成果簿
- (5) 作業日誌
- (6) 打ち合わせ記録
- (7) 認証請求に必要な書類
- (8) 工程検査に必要な書類
- (9) その他関係資料